日立市立成沢小学校いじめ防止基本方針

1　基本的な考え

【いじめの定義】
＊いじめ防止対策推進法第２条
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめを防止するための基本的な考え方】
○　いじめは、どの子どもにも起こりうるものであることを認識し、全ての児童生徒が、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、いじめに向かわせないための未然防止を図る。
○　いじめから児童生徒を救うためには、児童生徒を取り囲む大人一人一人が、それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会づくりを目指す。
○　いじめは、児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるという認識に立ち、常に危機感をもって、迅速かつ組織的に対応する。
○　けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか判断する。

2　いじめ防止に向けた取り組み

【いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発】
○　教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるための研修会を計画的に行う。
○　いじめを防止することの重要性を訴えたり、インターネットを通じて行われる行為もいじめであることを明確にしたりし、また、誰もが、効果的に対処できるよう生徒指導だより等を通して啓発を行う。
○　いじめの未然防止、並びに早期発見・早期対応のための取り組みに対する学校評価を実施する。
○　いじめの「解消」の要件として、いじめに係る行為が少なくとも３か月を目安として止んでいること、かつ被害者が心身の苦痛を感じてないことの２つの要件が満たされている必要がある。

【いじめ未然防止の取り組み】
○　学級経営の充実
児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成するため、以下の事項に重点的に取り組む。
・構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを実施する。
・WEBQU の結果を生かして、児童の実態を十分理解した学級経営を行う。
・話し合い活動・学級活動の充実を図り、居場所作り・絆作りを行う。
・学級活動等の時間を活用し、どんなことがいじめなのか、児童が理解できるように指導する。
○　道徳教育の充実
・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高めるとともに、一人一人の良さを認め合えるようにする。
・全教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
・児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育を充実させる。
○　相談体制の充実
・毎月行う生活アンケート後の担任との教育相談の充実を図る。
・教育相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用の充実を図る。
○　特に配慮が必要な児童生徒への対応
・配慮が必要な児童生徒について、個々の特性を踏まえた適切な支援を行い、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、すべての児童生徒が安心して生活できる環境をつくる。

【いじめ早期発見の取り組み】
○　保護者や地域、関係機関との連携
・保護者・地域との信頼関係を築き、連携を図る。
・保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応を行う。
・必要に応じて教育委員会、中学校、その他関係機関と連携して問題解決に臨む。
○　教職員の共通認識を図る
・随時、児童の様子を話し合うケース会議を生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等で行う。
・職員会議等において児童について情報交換を行う。また、配慮を要する児童の現状や指導に共通認識を図るとともに、全職員で見守る体制を作る。
○　生活アンケートの実施
・毎月１回学校生活のアンケートを実施し、アンケートの内容で気になることがあれば、担任等との教育相談を行い情報を収集することで、いじめの早期発見にあたる。
○　成沢小オンライン窓口の活用
・児童・保護者が学校で言えない悩みに寄り添う。
・児童や保護者の悩みに迅速に対応する。
（Ｒ６．４．１修正）

【いじめに対する早期対応】
○いじめ報告後の対応の仕方の確立
・いじめ発見の対応マニュアルを全職員で共通理解し、組織的に対応に当たる。
○いじめ対策委員会の開催
・学校長・教頭・教務・生徒指導主事・養護教諭・担当学年及び関係する教諭で、いじめ対策委員会を設置し、いじめの対応を協議する。
○いじめ対応の留意点
・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、双方の児童・保護者に対し、指導や支援、助言を行い、継続的に寄り添う。
・いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携して対応に当たる。
・事実確認により判明した情報は適切に被害・加害児童保護者へ提供する。
・校長は、必要があると認めたときには、いじめを受けた児童が安心して教育が受けられるよう教室以外の場所での学習を行わせる等の措置をとる。
・校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときには、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に当該児童に対して懲戒を加える。

【重大事態への対処】
○重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28 条）
・児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
・児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
○重大事態への対応
・学校は、重大事態が発生したときは、その旨を教育委員会を通じて市長に報告する。
・速やかに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
・調査を開始する前に、被害者及びその保護者に対して調査方法の丁寧な説明を行う。
・調査結果について、学校は市教委に報告する。市教委は市長に報告する。市教委は必要に応じて市議会に報告する。
○調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
・調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、再調査を行う。
・再調査は、市長が設置する再調査委員会が行い、被害者及びその保護者に対して、調査の進捗状況及び調査結果等を説明し、必要な措置を講ずる。
・再調査を行ったときは、市長はその結果を市議会に報告する。
○市長による再調査を行う必要があると考えられる場合の判断基準
・調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合
・被害児童生徒・保護者と確認した調査事項等の調査が十分されていない場合
・学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
・調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

いじめ対応マニュアル

いじめの発見
発見への努力
☆早期発見に努める。
☆欠席の増加,保健室利用の多い児童は要観察
→ 報告・相談

生徒指導主事
☆早めの相談
欠席の事由、生活の様子交友関係、調査結果、面談の様子
→→

教務主任・教頭
（生徒指導主事→教頭→校長）
初期段階の状況について報告

校　長
→ →

事実確認
☆事実関係の確認
☆関係児童との面談、周辺児童からの情報収集
☆家庭における行動の変化

→ **いじめ対策委員会**
本人及び相手児童、他の児童への対応について対策を検討する。
→ **両児童への援助指導**
（学級担任・生徒指導主事）
学級担任が行うことを基本とするが臨機応変に対応する。
→ **保護者への対応**
双方の家庭に事実関係や指導の方針を伝え、理解と協力を得る。
→ **関係機関への協力依頼と連携**
市教育相談員、児童相談所等
→ **全職員の共通理解**
指導経過報告と対応の共通理解
→

→ **指導の継続**
経過状況の記録
→ **対応の見直し・改善**
いじめ対策委員会で今後の対策について検討する。
→ **解消**
３か月の継続調査と本人・保護者に事後の確認をする。

（令和８年５月）